

がい こく じん りゅう がく せい

外国人留学生ハンドブック2023



岐阜大学
GIFU UNIVERSITY

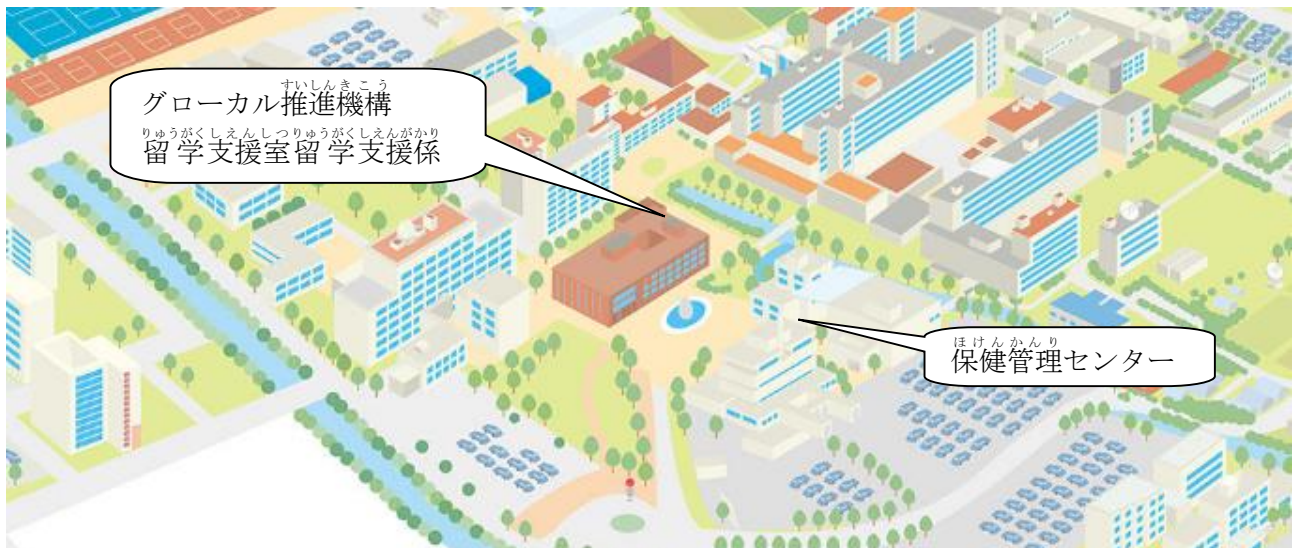
2023.10

留 学 生 相 談

もし、何か困ったら・・・

岐阜大学での留学中に、生活面や勉強などで何か困った事があったら一人で悩みを抱え込まずに、どんな事でも相談に来てください。

相談先： グローカル推進機構留学支援室留学支援係（１０：００～１７：００）
TEL：０５８－２９３－２１４２
メール：direct@t.gifu-u.ac.jp



上記の外、次のところでも相談ができます。

- 保健管理センター 利用時間：８：３０～１７：００
TEL：０５８－２９３－２１７４

詳細は、８ページを見てください。

目次

留学生相談

I. 勉学・生活上の支援組織	1
1. 指導教員	
2. 留学生担当事務	
3. 留学生指導	
4. 各種相談窓口	
(1) キャリア・就職支援センター	
(2) 保健管理センター	
(3) キャンパスライフヘルパー	
(4) チューター	
II. 日本語教育	2
III. 在留手続き	2
1. 在留カードの手続き	
2. 転入届け	
3. 国民健康保険・国民年金への加入	
4. 在留期間の更新	
5. 資格外活動許可（アルバイト）	
6. みなし再入国許可と一時出国	
7. 休学	
8. 就労に関する在留資格変更手続（卒業・修了後）	
9. マイナンバー制度	
10. 出入国在留管理局	
IV. 宿舎	6
1. 岐阜大学国際交流会館（A棟・B棟）	
2. 岐阜大学黒野寮	
3. 公営住宅	
4. 民間アパート	
5. 民間アパートの保証人制度	
V. 授業料等	7
1. 授業料等	
2. 授業料の納入	
3. 授業料減免制度	
VI. 奨学金（私費外国人留学生のための奨学金）	7
VII. 医療・健康	8
1. 国民健康保険（医療費の補助制度）	
2. 国民年金	
3. 病気になったら	
(1) 保健管理センター	

(2) 病院	
(3) 救急車	
VIII. 生活	9
1. 岐阜大学外国人留学生援助会	
(1) 耐久物品の貸出	
(2) 生活一時金の貸付	
2. もしものための備え(保険等)	
(1) 学生教育研究災害保険	
(2) 外国人留学生 (インバウンド留学生向け) インバウンド付帯学総	
(3) 留学生保障制度	
3. 公共交通機関	
(1) 学割	
(2) アユカ	
4. 安全なくらし	
(1) 自転車の運転	
(2) 自動車・バイクの運転	
(3) 交通事故にあった場合	
(4) 防災	
IX. 家族	11
1. 家族ビザ	
(1) 申請	
(2) 更新	
(3) 出生	
2. 子供の教育	
(1) 保育園 (所)	
(2) 幼稚園	
(3) 小・中学校	
3. 家族の就労	
参考資料1. キャンパスマップ	13
参考資料2. 在留手続き一覧	14

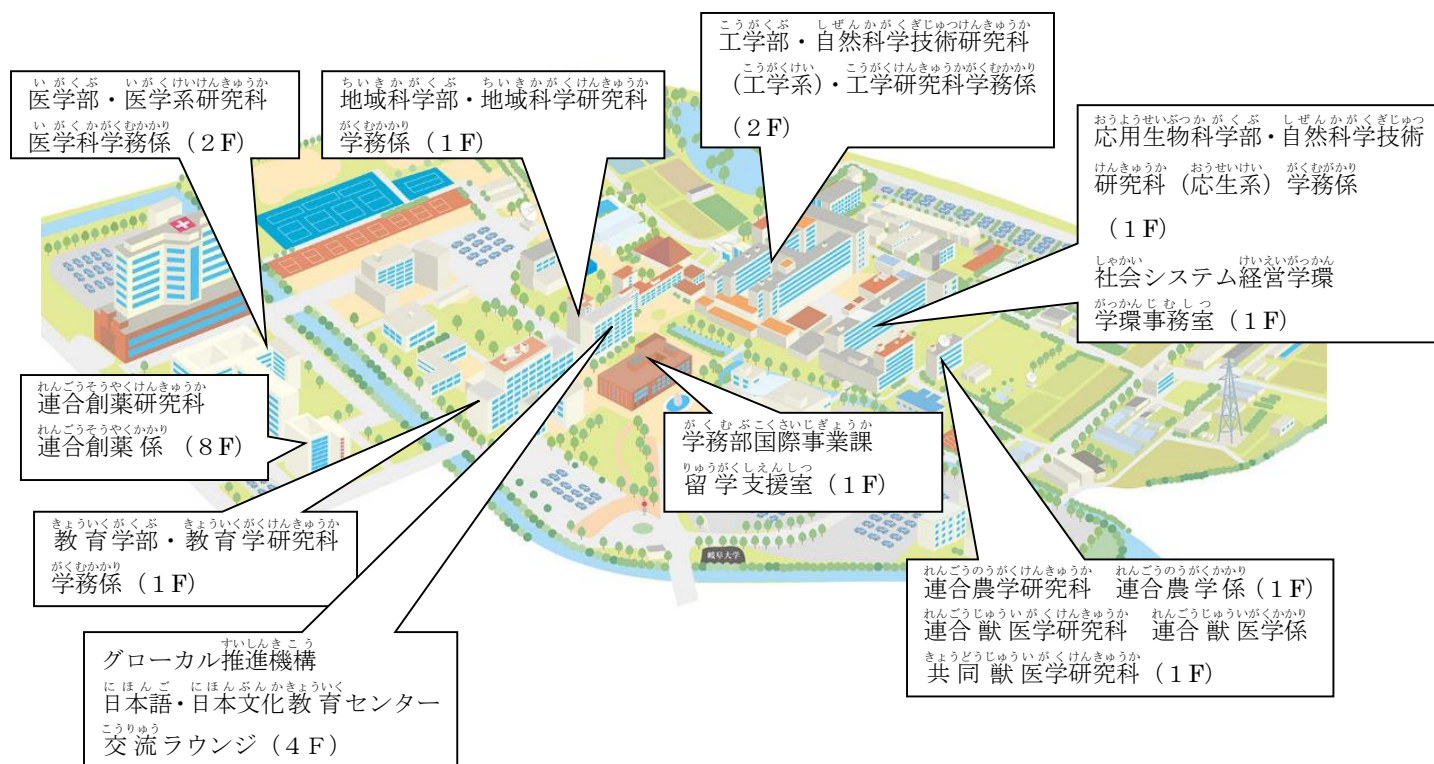
I. 勉学・生活上の支援組織

1. 指導教員

学生生活・学習・研究などで悩みがあるときには、指導教員に相談をすることができます。
詳しくは各学部・研究科の担当係に聞いてください。

2. 留学生担当事務

各部署の担当係で入学手続き、各種補助金の申請、証明書の交付申請等の事務及び学習や生活上の助言を行っていますので、気軽に相談してください。



3. 留学生指導

留学生のみなさんの勉学や生活に関する相談や指導・助言を行っていますので、何か問題があったら、留学支援室に相談をしてください。

学務部国際事業課留学支援室

TEL : 058-293-2142

E-mail : directent@t.gifu-u.ac.jp

4. 各種相談窓口

前記3. の外、キャンパス内には、次の相談窓口があります。

(1) キャリア・就職支援センター (大学会館1F)

キャリア形成支援、自立活動支援、就職支援などを行っています。

(2) 保健管理センター

病気や怪我の応急処置、心の相談、その他の健康相談、健康診断などを行っています。詳しくは、8ページを見てください。

(3) キャンパスライフヘルパー

勉学上や学生生活で困っていること、友人関係の悩みやセクシャル・ハラスメント、

アルコールハラスメント等に関する相談など、留学生生活を過ごす上での幅広い相談の窓口を各学部や学務部などの教職員が担当しています。

(4) チューター

学部・研究科によっては留学生に、チューター(日本人又は留学生)が付きまします。学業や生活で困っている時に手伝ってくれます。詳しくは、所属の学部・研究科で聞いてください。

II. 日本語教育

グローバル推進機構日本語・日本文化教育センターでは、留学生を対象に日本語研修コース(集中コース・一般コース)を開講しています。学部所属正規学生、留学ビザを取得していない学生や留学生の家族、外国人研究者は受講できません。

日本語研修コースの受講希望者は、渡日前(9・3月)に指導教員を通じて担当学部・研究科から申請を出してもらっています。

その申請者には、プレースメントテストがあります。「来日後のチェックリスト」に詳細が載っているので、確認をしてください。分からない人は、日本語・日本文化教育センターに問い合わせてください。

また、次の学期の申請の際も、指導教員を通じて学部・研究科から申請をしてもらいますので、受講を希望する場合は、担当学部・研究科で確認をしてください。継続して受講する場合も申請が必要です。

また、日本語・日本文化教育センター内にある交流ラウンジ(午前10時から17時まで)には、チューター(午後2時45分から4時45分まで)がいますので、日本語学習の助言が受けられます。ラウンジには、パソコン(3台)・プリンター(1台)があり、PCアカウントがあれば利用できます。

日本語・日本文化教育センター
交流ラウンジ TEL: 058-293-3392

III. 在留手続き

日本に滞在するには、多くの在留手続きを必ずしなければいけません。もし、手続きを怠ると処罰の対象になる場合があります。在留手続きに必要な書類は、「参考資料2. 在留手続き一覧」(p.14)にありますので参考にしてください。

★ 来日後すぐすること

1. 在留カードの手続き

日本に90日以上滞在する留学生は、空港で「在留カード」を発行してもらいます。

この「在留カード」は、外出する際には、必ず持ち歩いてください。

2. 転入届け

転入届けは、市役所で、日本入国から14日以内に在留カードを持って届け出ます。日本国内から引っ越しをしてきた学生も、異動後14日以内に転入届けを提出する必要があります。

3. 国民健康保険・国民年金への加入

在留カードを持っている学生は、転入届けの手続きと同時に、市役所で国民健康保険・国民年金の加入手続き、減免申請を必ずしてください。

次のサイトに国民年金について様々な言語での説明が載っています。参考にしてください。

★日本年金機構ホームページ



来日後1年又は2年後にすること

4. 在留期間の更新

留学生が日本に在留を許可される期間は、3か月、6か月、1年、1年3か月、2年、2年3か月、3年、3年3か月のいずれかです。この期間は、大学で許可された期間とは違う場合があります。在留期間を超えて日本で在留を希望する場合には、在留期間の更新を出入国在留管理局で行ってください。手続きの方法については、「参考資料2. 在留手続き一覧」(p.14)を確認ください。分からない方は所属学部・研究科又は留学支援室で聞いてください。更新手続きは絶対に忘れないようにしてください。更新しない場合は、不法滞在とみなされ、国外退去扱いになる場合もあります。

5. 資格外活動許可(アルバイト)

「留学」ビザは、働く事ができない在留資格です。留学生が、学費やその他の必要経費を補うためにアルバイトを希望する時には、「資格外活動許可」を受けなければなりません。資格外活動許可の申請には在留カードが必要です。この申請は、新規入国者の場合は空港で、その他の学生は最寄りの出入国在留管理局で行います。この手続きの書類は、所属学部・研究科でもらってください。国費留学生と交換留学生は、アルバイトは原則禁止となっています。(学内におけるRA、TA等を除きます)。

許可を受けた留学生は、1週間で28時間以内のアルバイトができます。ただし、風俗営業(パチンコ、キャバクラ、ホステスのいる飲食業など)のアルバイトは禁止されています。許可なしのアルバイトや、許可された範囲を超えたアルバイトをすると処罰の対象になりますので、注意してください。

なお、アルバイトが決まったら「勤務報告書」を所属学部・研究科に提出してください。アルバイト先を変更した場合にも、報告をしてください。

また、休学中や卒業(修了)後は、たとえ資格外活動許可の期限内であっても、アルバイトはできません。

6. みなし再入国許可と一時出国

日本に滞在中に日本から母国や他の国に行く場合には、「みなし再入国許可」により出国する制度があります。出入国する際に、必ず在留カードを提示してください。このみなし



再入国許可により出国した学生は、出国後1年以内に再入国しないと在留資格が失われます。在留期限が出国してから1年未満である場合は、

その在留期限までに再入国してください。

また、海外へ行く際には、指導教員と所属学部・研究科の担当係に「一時出国届け」を提出してください。

7. 休学

「留学」の在留資格で日本に滞在する留学生が、3か月以上休学する場合、原則として、「留学」の在留資格が取り消されます。速やかに出国するか、日本に引き続き滞在する場合は、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。ただし、「正当な理由」があると判断されれば、在留資格取消の対象とならない場合もあります。

出入国在留管理が「正当な理由」として認める場合：

- ① 病気治療のため、長期間の入院が必要で、やむを得ず教育機関を休学し、
- ② 退院後は復学する意思がある場合

休学をしたい方はまず、指導教員と所属学部・研究科の担当係に相談ください。

なお、休学中の資格外活動（アルバイト）はできません。

8. 就労に関する在留資格変更手続（卒業・修了後）

学校を卒業した後は、たとえ在留期限が残っていたとしても、原則として帰国しなければなりません。残りの期間は、帰国の準備期間として考え、行動してください。この期間は、資格外活動許可があってもアルバイトはできません。卒業後も引き続き日本に滞在する場合には、すみやかに在留資格を変更してください。

(1) 日本で就職をする場合

現在の「留学」の在留資格を「人文知識・国際業務」、「技術」など、就労可能な在留資格に変更する必要があります。

(2) 引き続き就職活動をする場合

在学中も就職活動をしていて、卒業・修了後も引き続き就職活動をする場合には、在留資格を「特定活動」へ変更する必要があります。この在留資格で6か月間、更新して最長1年間は引き続き日本に滞在して就職活動ができます。この申請には、大学からの「推薦状」が必要となりますので、卒業月の翌月末までに、各学部・研究科の学務係に発行依頼をしてください。

なお、推薦状は卒業前に発行できません。卒業前に在留期限が切れる学生は、「卒業見込証明書」と部局が発行した文書を出入国在留管理局へ提出し、手続きを進めてください。卒業後は、速やかに「推薦状」を追加で提出してください。この申請は、在留期限の約3か月前から行うことができます。

9. マイナンバー制度

日本では、住民登録をしたすべての人にマイナンバー（個人番号）が登録されます。マイナンバーは、主に税金、福祉、災害対策の分野で使用されます。日本に上陸後、住民登録をして約1か月後にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が郵便で届きます。これはとても大切な個人情報となりますので、捨てずに大切に保管してください。希望する人は写真付きのマイナンバーカードを申し込むこともできます。マイナンバーカードがあれば、身分証明書

として利用できるほか、在留手続きをオンラインで申請できるようになります。
詳しくは下記の HP を参考にしてください。

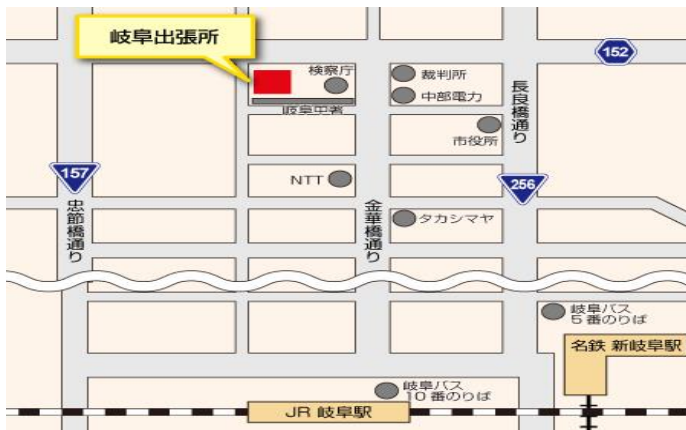
★出入国在留管理庁ホームページ



10. 出入国在留管理局

名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所

住所 ● 〒500-8812 岐阜市美江寺町2-7-2 岐阜法務総合庁 舎別館4階
電話番号 ● 058-214-6168
受付時間 ● 月曜～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00



行き方 ● 岐阜バス：
「市民会館・裁判所前」から徒歩3分、「今沢町」から徒歩6分、「西野町」から徒歩10分

名古屋出入国在留管理局

住所 ● 〒455-8601 名古屋市港区正保町5丁目18番
電話番号 ● 0570-052-259 (留学審査部門)
受付時間 ● 月曜～金曜 9:00～16:00



行き方 ● JR名古屋駅下車、あおなみ線「港北」駅下車、徒歩2分

IV. 宿舎

1. 岐阜大学国際交流会館（A棟・B棟）

この国際交流会館 A棟・B棟は、外国人留学生のための宿舎です。入居の時期は、4月と10月です。入居の募集は、1月（4月入居）と7月（10月入居）に行いますので、所属学部・研究科の掲示板に注意して、各学部・研究科で申し込んでください。

施設：単身室（69室）、家族室（7室）、夫婦室（14室）補食室、洗濯室があり、各部屋には、ベッド、机、椅子、洋服ダンス、本棚、冷蔵庫、ユニットバス（B棟単身室は、各階共同のシャワールーム）、トイレ、エアコン等が備え付けられています。また、各部屋・ロビーでは、インターネット接続が可能です。

住所：〒501-1193 岐阜市柳戸1-1 岐阜大学国際交流会館

2. 岐阜大学黒野寮

この寄宿舎は、主として学部学生のための寮です。日本人学生と一緒にの寮で男子寮と女子寮に分かれています。

入居を希望する場合は、学務部学生支援課（TEL：058-293-3198）に尋ねてください。また、下記のHPを参照してください。

★岐阜大学学生寮（黒野寮）ホームページ



3. 公営住宅

岐阜市営住宅と県営住宅があります。これらの入居申込みは、岐阜県住宅供給公社で行われます。申込み方法などについては、岐阜県住宅供給公社に問い合わせてください。

★市営住宅に関すること

岐阜県住宅供給公社 岐阜事務所（TEL 058-265-4141）代表（内線6181～6187）
（TEL 058-265-3900）直通

★県営住宅に関すること

岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所（TEL 058-214-7058）

4. 民間アパート

岐阜大学消費生活協同組合（大学生協）では、下宿、アパート等の斡旋を行っていますので、希望する学生は相談してください。

★岐阜大学消費生活協同組合ホームページ



その他、アパート仲介業者や不動産会社でアパートを借りる事ができます。

5. 民間アパートの保証人制度

留学生（在留資格が留学ビザの学生）が宿舍の賃貸契約を結ぶ際、留学生が公益財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」保険（保険料1年間4,000円、2年間8,000円、継続の場合6か月間2,000円）に加入することを条件に、岐阜大学が連帯保証をします。ただし、卒業又は退学等により学校に在籍しなくなった場合には、岐阜大学による連帯保証は終了します。保険の加入期間は、「1年間」または「2年間」、保険の継続をする学生は「6か月間」の補償期間が選択できます。

この保険は、海外旅行保険と保証人補償基金の二つで構成されています。保険の手続き及び保証書の発行は、留学支援室で行っています。賃貸契約期間中に保険の期間が切れる事がないように、「留学生住宅総合補償」保険の更新手続きを留学支援室で行ってください。保険の期間が残ったまま、帰国することになった場合は留学支援室で手続きをすれば返金される場合があります。また、他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したりして、日常生活・アパートで事故を起こした場合は、住所変更、進学をした場合には、留学支援室に連絡してください。

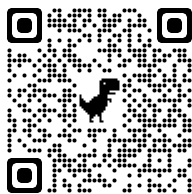
V. 授業料等

1. 授業料等

学生の所属する身分によって検定料・入学料・授業料の金額が違います。

2. 授業料の納入

岐阜大学から納入方法のお知らせが次の大学WEBサイトにあります。



納入方法が分からない場合は、所属学部・研究科事務室又は、留学支援室に聞きに来てください。

3. 授業料減免制度

私費留学生の中で正規学生である場合、学業が優秀で、経済的な理由により授業料の納付が困難な場合、授業料免除の申請をすれば、授業料が減免される場合があります。

しかし、減免される確率は低いので、授業料を支払う準備が必要です。申請時期は、各学部・研究科の学務情報システム内の【Information】に掲示されますので、注意してください。詳細は、学務部学生支援課に問い合わせてください。

学生支援課：TEL：058-293-2149

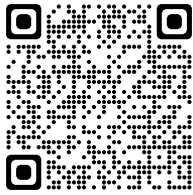
VI. 奨学金（私費外国人留学生向けの奨学金）

私費外国人留学生対象の奨学金には、たくさんの種類の奨学金があります。大学の推薦枠に制限のある一部の奨学金については、年に一回7月頃にある「岐阜大学私費外国人留学生民間奨学生候補者」に申請しなければ推薦されないようになっています。「岐阜大学私費外国人

留学生民間奨学生候補者」の対象でない各奨学金は、その都度募集をします。詳細については、各所属学部・研究科又は留学支援室に問い合わせてください。

なお、奨学金の情報は、次の大学WEBサイトに最新情報を確認できます。

★岐阜大学グローバル推進機構ホームページ（私費外国人留学生向け奨学金）



Ⅶ. 医療・健康

1. 国民健康保険（医療費の補助制度）

日本には医療費の負担を軽くするための医療費補助制度があります。日本に在留資格「留学」で在留カードを持っているすべての留学生は、国民健康保険に加入しなければなりません。この保険の加入は、各市町村役場で手続きができます。医療機関（病院）で診療を受けた場合、この保険に加入していると、病院（歯科医院を含む）での自己負担額は保険対象の医療費の30%となります。また、保険料は、世帯（家族）の収入や人数などを基に決められますので、世帯によって違います。収入が少ない場合、手続きを行えば、保険料の減免制度を利用できます。詳しいことは、次のところに問い合わせてください。

問い合わせ先：岐阜市役所 国保年金課（TEL：058-214-4315（直通））

2. 国民年金

日本に住み、日本国籍を有する20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず国民年金へ加入して、保険料を納めることが義務づけられています。年金は、加入者の納める保険料と国の負担によって運営され、加入者が高齢になった時や、不慮の事故などで障害者となって働けなくなった場合に支払われます。学生の場合は学生納付特例制度を利用することで、支払いが免除されます。詳しいことは、次のところに問い合わせてください。

問い合わせ先：岐阜市役所 国保年金課（TEL：保険料係：058-214-4315）

3. 病気になったら

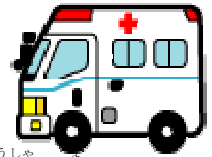
（1）保健管理センター

保健管理センターでは、応急処置、健康診断、心の相談、その他の健康相談などを行っています。毎年、健康診断があります。すべての留学生（研究生や特別聴講学生などを含む）は、毎年健康診断を必ず受けてください。

（2）病院

病院にかかる場合には、国民健康保険に加入している学生は、医療費の70%が負担軽減されるので、必ず国民健康保険証を持って行ってください。もし、入院をする事になってしまったら、必ず所属学部・研究科の担当係に連絡してください。大学の近くの病院は、下記のHPを参照にしてください。

★岐阜大学保健管理センターホームページ



(3) 救急車

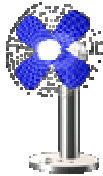
急病や重大な怪我をした場合には、119番に電話して救急車を呼んでください。
救急車を呼んだ場合、患者のいる場所をしっかりと伝えてください。

救急車は、日本では無料ですが、必ず緊急に治療を必要とする場合のみ利用してください。

VIII. 生活

1. 岐阜大学外国人留学生援助会

留学生の皆さんの各種活動を援助し、学生生活の健全な発展を図ることを目的として留学生援助会は、様々な支援事業を行っています。



(1) 耐久物品の貸出

留学生本人に、物品の貸出を行っています(貸出数に限りがあります)。期間は1年で、毎年更新して最長4年借りることができます。貸出の希望者は、留学支援室に申請してください。

○ 国際交流会館A・B棟住居者を対象：自転車

○ 学外住居者のみを対象：電気ストーブ、扇風機、掃除機、電子レンジ

(2) 生活一時金の貸付

学費の支払い以外の目的(生活費、住宅費、医療費、一時帰国費など)で、一時的、臨時的に多額の費用が必要な場合、10万円までを限度に無利子で貸し付ける制度があります。返済は5か月以内で、貸付は一年度一回限りです。貸付について条件もありますので、希望する学生は、留学支援室に相談してください。

2. もしものための備え(保険)

(1) 学生教育研究災害保険

講義・実験・実習などによる授業中、大学の行事中、課外活動中、通学などで不慮の事故により学生が死亡又は身体に障害をうけた時に支払われます。6ヶ月以上在籍する私費外国人留学生の場合は、岐阜大学外国人留学生援助会が保険料を負担し全員加入します。ただし、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生及びJICA等からの高額奨学金受給者は、学務部学生支援課で各自、加入してください。(保険料は個人負担です。)

(2) 外国人留学生(インバウンド留学生向け)インバウンド付帯学総

外国人留学生(インバウンド留学生)がより安心して日本での留学生活を送れるように、加入しやすい保険制度を日本国際教育支援協会が創設しました。この保険は、

正課・学校行事・キャンパス内等における傷害事故の補償に加え病気や救護者費用、賠償責任等の補償を充実させた保険制度で、自転車運転中の事故も補償の対象となります。詳しくは学務部学生支援課または留学支援室でパンフレットをもらってください。WEBで加入申し込みが可能です。(国際交流会館A・B棟に入居の学生は、全員加入につき改めて留学支援室より連絡します。)

(3) 留学生保障制度

岐阜大学消費生活協同組合では、火災共済、海外旅行傷害保険のほかに、怪我や病気で入院、通院したときに保障される生命共済も取り扱っています。必要と思われる方は、生協に問い合わせをしてください。

3. 公共交通機関

(1) 学割

正規生の学生は公共交通機関で学割を使う事ができます。学割証の交付を受けようとする場合には、学務部事務室内の証明書自動発行機で発行してください。

(2) アユカ

岐阜バスのバスカードです。生協で購入できます。



4. 安全なくらし

(1) 自転車の運転

自転車を購入した時は、購入した店で防犯登録を行ってください。
自転車を利用する方は自転車保険に加入することが義務化されています。ただし、すでに入っている他の保険に自転車事故の補償(自転車保険)が含まれている場合は加入する必要はありません。未加入の方は、ご自身で一般の損害保険会社などで加入手続きを行ってください(コンビニでも手続き可能)。
日本には自転車の交通ルールあるので、そのルールに従って運転してください。
また、道路を走るときにはヘルメットを着用するように努めましょう。自転車を駐輪するとき、決められた場所に止めて、必ず鍵をかけてください。

(2) 自動車・バイクの運転

自動車・バイクを運転するときは、運転免許証が必要です。無免許運転は絶対にやめましょう！事故を起こした場合、多額なお金が必要になる場合もありますので、日本の交通事情になれてから運転することをおすすめします。
運転の必要がある場合には、まず、指導教員に相談をしてください。



注1) 運転免許証の取得

日本で、運転免許証を取得する場合には、自動車教習場に通って、①運転免許試験場で学科試験だけを受ける方法(実技試験は免除)、②運転免許試験場で学科、実技試験を受けて取得する方法、③国際免許からの切替えの3つの方法があります。また、ジュネーブ条約に基づいた国際自動車運転免許証があれば運転も可能です。

ただし、有効期間は、母国での発給日から1年以内、かつ、日本上陸日から1年以内です。母国へ帰り更新手続きや新たな国際運転免許証を取得してから3か月以内に日本に戻ると、日本で運転ができません。国際免許から日本の免許の切替えもできません。

注2) 自動車・バイクを所有した場合

自動車・バイクの保険に加入する必要があります。「自動車損害賠償責任保険」と「任意保険」の2種類があり、「自動車損害賠償責任保険」は、加入する事が義務づけられています。「自動車損害賠償責任保険」では、多額な賠償金を負担することはできませんので、事故を起こした場合に備えて、任意保険にも加入する必要があります。

注3) 駐車許可証（※日本の免許証のみ可能）

岐阜大学に車で入構する場合は、入構許可証の発行を受け、パスカードを所持しなければなりません。各所属学部・研究科の担当係で手続きしてください。

(3) 交通事故にあった場合

方が一事故にあったら、落ち着いて次の行動をとってください。

- ① 負傷者がいた場合には、直ちに救急車（TEL: 119）を呼んでください。
- ② 警察（TEL: 110）に連絡し、交通事故証明をもらってください。
- ③ 道路上の危険物を除去してください。
- ④ 相手の車のナンバー、氏名、住所、電話番号、生年月日、勤務先を必ず聞いてメモしておいてください。（カメラ、またはカメラ付き携帯電話を持っている場合、相手の車のナンバー、免許証、相手と自分の車の損傷箇所及全体を証拠としてカメラで撮っておくと、後のトラブルを少しでも回避するのに役立つこともあります。）
- ⑤ 所属学部・研究科に届出をしてください。

(4) 防災

日本は、地震の多い国です。地震が起きた時、どうするのか、どこが避難場所なのか、事前に調べておいてください。岐阜大学では定期的に防災訓練を行っていますので、参加してください。

IX. 家族

1. 家族ビザ

(1) 申請

家族を日本へ呼び寄せる場合、家族のために在留資格「家族滞在」を得る必要があります。この在留資格の対象者は、留学生の扶養を受ける配偶者と子供です。留学生が、安定的・継続的な扶養能力がある事を必要とされています。詳細は、留学支援室に聞いてください。

(2) 更新

「家族滞在」の在留資格にも在留期間があります。期限が近くなったら出入国在留管理局で更新手続きをしてください。

(3) 出生

留学生夫婦（ともに外国籍）の間に子供が生まれた場合、14日以内に市町村へ出生届を提出するとともに、出生の日から30日以内に、その子供の在留資格取得の申請をしなければなりません。申請は、子供の両親のどちらかが、出入国在留管理局で行ってください。

2. 子供の教育

(1) 保育園（所）

保育園（所）は、両親が仕事のため、昼間子供の世話ができない場合に乳幼児を預ける所です。入園手続、保育料などの詳細は、岐阜市子ども保育課に問い合わせてください。（TEL:058-214-2143）

(2) 幼稚園

幼稚園は、3歳から小学校入学年齢までの幼児が入園対象となっています。申し込み方法や入園料は、市立・私立によって異なります。各幼稚園に問い合わせてください。

(3) 小・中学校

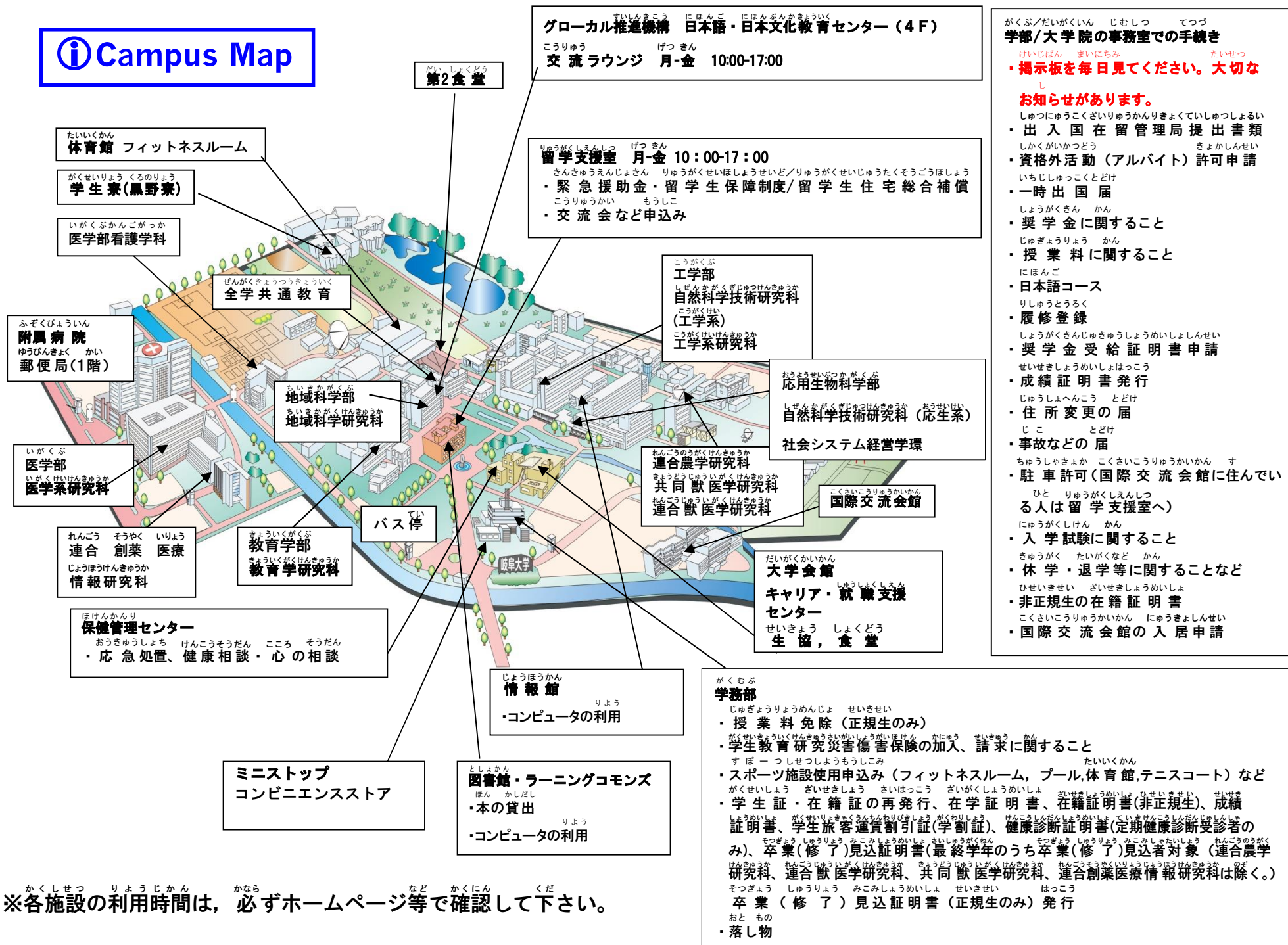
日本では、子供を小・中学校に就学させる義務がありますが、外国籍の方は就学させる義務はありません。しかし、希望すれば入学できます。申請手続や詳細は、岐阜市教育委員会学校指導課に問い合わせてください。（TEL:058-214-7156）



3. 家族の就労

「家族滞在」の在留資格でパートタイムやアルバイトの就労は原則としてできません。ただし、1週間に28時間以内の就労の場合は、出入国在留管理局で「資格外活動許可」を申請すれば働くことができます。

Campus Map



※各施設の利用時間は、必ずホームページ等で確認して下さい。

ざいりゅうてつづ いちらん
在 留 手 続 き 一 覧

てつづ くぶん 手続き区分	ひつようしよるい 必要書類	しんせいばしよ 申請場所
てんにゅうとどけ 1. 転入届	ざいりゅう (1) 在留カード (2) パスポート ※ 日本入国日・引越し完了日より14日以内に行うこと	ぎふしやくしよ かい 岐阜市役所 1 階 しみんか 市民課
こくみんけんこうほけん 2. 国民健康保険	てんにゅうとどけ ていしゅつ おこな さい かにゅうてつづ 転入届の提出を行った際に、加入手続きをしてください	ぎふしやくしよ かい 岐阜市役所 2 階 こくほ ねんきんか 国保・年金課
こくみんねんきん 3. 国民年金	くわ しやくしよ こくほ ねんきんか しよくいん き 詳しくは市役所の国保・年金課の職員に聞いてください	
ざいりゅうきかん こうしん 4. 在留期間の更新	ざいりゅうきかんこうしんきよかしんせいしよ つう (1) 在留期間更新許可申請書 1 通 しょうめいしやしん よう (2) 証明写真 (4 cm x 3 cm) 1 葉 ざいがくしよめいしよ つう (3) 在学証明書 1 通 せいせきしよめいしよ つう (4) 成績証明書 1 通 けんきゅうせい ばあい けんきゅうないよう きさい しょうめいしよ 研究生の場合は研究内容が記載された証明書 だいがく がくぶ はつこう のもの (大学の学部で発行された物) けいひしべんのうりよくしょうめいしよ (5) 経費支弁能力証明書 (6) パスポート ざいりゅう (7) 在留カード てすりよう えん しゅうにゅういんし こうにゅう (8) 手数料 4,000 円 (収入印紙を購入)	しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局
しかくがいかつどうきよかしんせいしよ 5. 資格外活動許可 (アルバイト)	しかくがいかつどうきよかしんせいしよ つう (1) 資格外活動許可申請書 1 通 (2) パスポート ざいりゅう (3) 在留カード かつどう ないよう あき しよるい (4) 活動の内容を明らかにする書類 (許可の種類 (包括許可／ 個別許可) により異なる。※ 手数料は不要)	しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局
さいにゅうこく 6. 再入国について (1 年未満で 日本へ戻る場合： みなし再入国制度)	にほんしゅつこく さいにゅうこく じ かなら ざいりゅう じさん 日本出国・再入国時は必ず在留カードを持参すること。 しゅつこく さい さいにゅうこくしゅつこくきろく がいとらん また、出国の際、再入国出国記録の該当欄にチェックを入れ しゅつこくご ねんいんない ざいりゅうきかん まんりよう ばあい ること。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、 さいにゅうこくきげん ざいりゅうきげん 再入国期限はその在留期限までとなります。 	しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきよく 在留管理局

ねんいじょう (1年以上 にほん はな ばあい 日本を離れる場合： さいにゅうこくきょかしんせい 再入国許可申請)	ねんいじょうにほん はな ばあい かなら さいにゅうこくきょかしんせい ひつよう 1年以上日本を離れる場合は 必 ず再入国許可申請が必要に なります。 しんせい ひつよう か き てん 申請に必要なものは下記5点です。 (1) さいにゅうこくきょかしんせいしよ つう 再入国許可申請書 1通 (2) パスポート (3) ざいりゅう 在留カード (4) がくせいしよまた ざいがくしよめいしよ 学生証又は在学証明書 (5) てすりよう えん かい しゅうにゅういんし こうにゅう 手数料 3,000円(1回)(収入印紙を購入)	
ざいりゅうしかく へんこう 7. 在留資格の変更	(1) ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせいしよ つう 在留資格変更許可申請書 1通 (2) しょうめいしゃしん 1 葉 証明写真(4 cm x 3 cm) (3) ざいりゅうしかくべつりつしよしよるい 在留資格別立証書類 (しんせいりゅう しよめい しりよう 申請理由を証明する資料) (4) パスポート (5) ざいりゅう 在留カード (6) てすりよう えん しゅうにゅういんし こうにゅう 手数料 4,000円(収入印紙を購入)	しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきょく 在留管理局
かぞく よ よ 8. 家族の呼び寄せ	(1) ざいりゅうしかくにんていしよめいしよこうふしんせいしよ つう 在留資格認定証明書交付申請書 1通 (2) しんせい かぞく しゃしん 1 葉 申請する家族の写真(4 cm x 3 cm) (3) りゅうがくせい ふようしゃ しんせいにん かぞく みぶんかんけい しよう 留学生(扶養者)と申請人である家族との身分関係を証 する文書(戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等のい ずれかでふようしゃ みぶんかんけい きさい 扶養者との身分関係の記載のあるもの) (4) りゅうがくせい ふようしゃ ざいりゅう また うつ 留学生(扶養者)の在留カード(又はパスポートの写し) (5) りゅうがくせい ふようしゃ しゅうにゅう しよう ぶんしよ りゅうがくせい かぞく 留学生(扶養者)の収入を証する文書(留学生が家族 の生活費用を支弁できる事を証するもの) * りゅうがくせい ふようしゃ ざいがくしよめいしよ 留学生(扶養者)の在学証明証 * りゅうがくせい ふようしゃ めいぎ よきんざんだかしよめいしよまた そうきんじじつ 留学生(扶養者)名義の預金残高証明書又は送金事実を しょうめい ぶんしよ 証明する文書 * きゅうふきんがくおよ きゅうふきかん めいじ しようがくきゅうふ かん 給付金額及び給付期間を明示した奨学給付に関する しょうめいしよ 証明書 (6) へんしんようふうとう 返信用封筒 (かんいかきどめ えんぶん きって ていけいふうとう は 簡易書留として404円分の切手を定型封筒に貼る)	しゅつにゅうこく 出入国 ざいりゅうかんりきょく 在留管理局

ざいりゅうてつづ かん しょうさい しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう
 ※在留手続きに関する詳細は、出入国在留管理庁のホームページをご覧ください。多くの言語に
 対応しています。

しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちよう
 ★出入国在留管理庁のホームページ

